

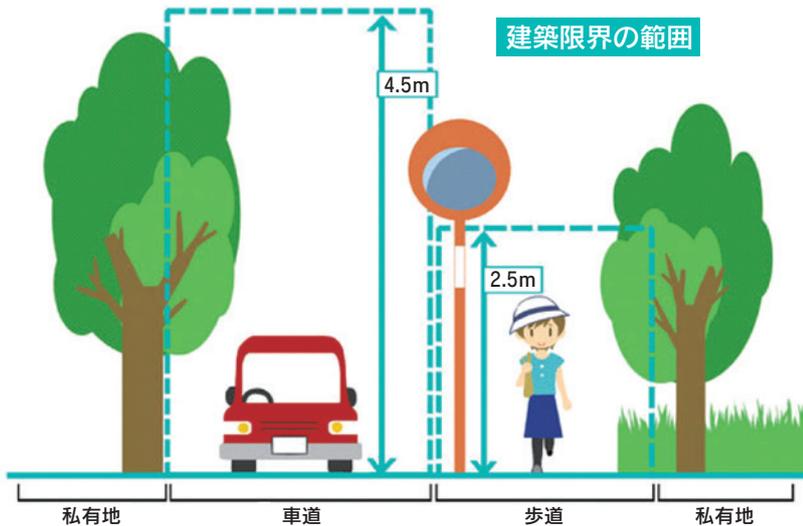
道路上に樹木が張り出していると、歩行者や自動車の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等が見にくくなり、交通事故の原因となることがあります。

私有地に生えている樹木等は土地所有者の管理物であり、道路に隣接する個人宅から張り出した庭木や生垣、山林・空地等の草木が原因（倒木、枝の落下、落雪等）で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合、土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

道路には、通行の安全確保のために「建築限界」が定められており、通行者の安全と事故防止のために、自己所有地をご確認の上、所有者の責任において剪定・伐採等、適切に管理していただきますようお願いいたします。

**道路の建築限界とは**

道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。これを建築限界といいます。



道路沿いの土地所有者は、建築限界を一つの目安として、自己所有地からの樹木等が下記のような状況になっていないか定期的な確認と剪定・伐採等していただきますようお願いいたします。

**【支障の例】**

- 車道・歩道へ樹木（裝飾等を含む）が張り出している。
- 枯れ枝、折れ枝等による通行への障害がある。または、その恐れがある。
- 竹木等が繁茂し、降雨時、降雪時に車道・歩道に垂れ下がる状態になっている。

**「茅野市都市計画マスタープラン」の見直し及び「茅野市立地適正化計画」の策定に関するアンケートの結果について**

今年2月に実施した『「茅野市都市計画マスタープラン」の見直し及び「茅野市立地適正化計画」の策定に関するアンケート調査』では、多くの皆様からご意見を頂きました。アンケートにご回答いただきました市民の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。今後は、頂いたご意見・ご提案などを踏まえ、各計画の検討を進めていきます。

**アンケート調査の概要**

[調査対象] 市内在住の20～80歳 4,000人

[調査期間] 平成29年2月8日(水)～2月24日(金)

[調査方法]

配布：郵送配布

回収：A. 郵送による回答

B. インターネットによる回答

[回収数] 1,600人 (回収率：40.0%)

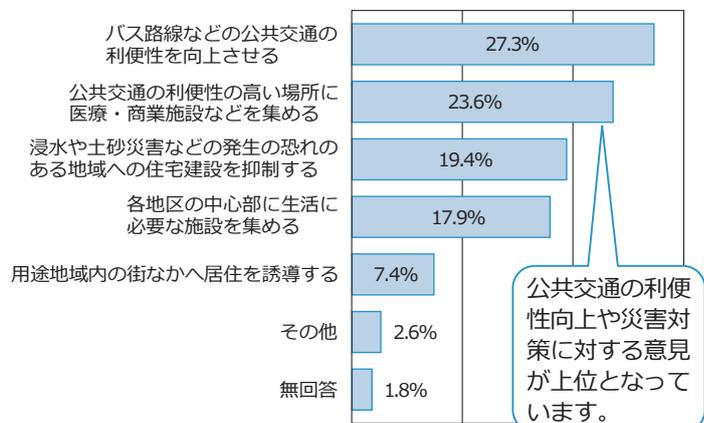
◇内訳

A. 郵送による回答：1,463人 (91.4%)

B. インターネットによる回答：137人 (8.6%)

**【結果抜粋】**

「集約型都市(持続可能なまちづくり)」の実現に向けて、特に重視すべきことはどんなことだと思いますか？



◆都市計画マスタープラン・立地適正化計画制度の概要やアンケート調査の地区別集計結果、各計画の検討経過などを市のホームページで公表していく予定です。